



平成 29 年 9 月 27 日

各 位

会社名 株式会社インテリジェント ウェイブ
代表者の役職名 代表取締役社長 井関 司
(JASDAQ・コード 4847)
問い合わせ先 専務取締役 経営管理本部担当 垣東 充
TEL 03-6222-7015

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する譲渡制限付株式

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 10 月 27 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 3,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 691 円
(4) 処 分 総 額	2,418,500 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く。） 7 名 3,500 株
(6) そ の 他	—

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 8 月 23 日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、本制度を導入することを決議し、また、平成 29 年 9 月 27 日開催の第 34 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額 10 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、対象取締役に対する本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年 20,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、本章において「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定そ

の他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役に対して金銭報酬債権2,418,500円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式3,500株（以下、本章において「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。また、当社の中期経営計画の対象期間に合わせて、譲渡制限期間は3年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、当社と対象取締役との間で、本割当契約を締結することを条件として、割当予定先である対象取締役7名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間 平成29年10月27日～平成32年10月27日

② 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること。

③ 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

(i) 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(ii) 解除株式数（いずれも単元未満株式は切り捨てる）

- ・当社の第35期定時株主総会開催日以降に退任した場合、本割当株式の全て
- ・当社の第35期定時株主総会開催日より前に退任した場合は本割当株式の全てについて当社は当然に無償で取得する

④ 当社による無償取得時期

③に該当する場合、③(i)の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全てについて、当社は当然に無償で取得する。

⑤ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

⑥ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てについて、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における対象取締役の保有に係る本譲渡制限が解除されていない株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第35期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年9月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値である691円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

II 当社従業員に対する譲渡制限付株式

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成29年12月8日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 174,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき691円
(4) 処 分 総 額	120,579,500円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	従業員（契約社員を含む。） 349名 174,500株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、企業価値の向上のためには、取締役だけでなく、契約社員を含む従業員（以下、「対象従業員」といいます。）も一丸となることが重要と考えており、今回、雇用契約にかかわらず、対象従業員に対して、本制度を導入することといたしました。

なお、対象従業員に対する本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度により当社が対象従業員に対して発行し又は処分するにあたり、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、本章において「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象従業員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象従業員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象従業員に対して金銭債権120,579,500円（以下、「本金銭債権」といいます。）、普通株式174,500株（以下、本章において「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。また、取締役と同様、当社の中期経営計画の対象期間に合わせて、譲渡制限期間は3年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、当社と対象従業員との間で、本割当契約を締結することを条件として、割当予定先である対象従業員360名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間 平成29年12月8日～平成32年12月8日

② 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること。

③ 譲渡制限期間中に、対象従業員が退任又は退職した場合の取り扱い

対象従業員が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式の全てについて退任又は退職の直後の時点をもって当社は当然に無償で取得する。ただし、本割当契約締結時点において、上記のいずれの地位からも任期満了又は定年により退任又は退職することが明白である場合は、当該勤務期間として合理的に見込まれる期間中、継続して②に定める地位にあることを条件として、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、本割当株式の全てについて譲渡制限を解除する。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全てについて当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第35期～第37期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年9月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値である691円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上